

凡例

1. 集録の範囲

本書は、厚生労働省所管の「令和2年度水道統計調査」を基礎とし、一部をその他の資料をもとに補充作成したものである。

2. 調査対象

令和3年3月31日までに認可を受けた水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業及び確認を受けた専用水道、飲料水供給施設。

3. 水道の区分

項目 水道の区分		定義	経営・管理主体	実施の手續
水道事業		一般の需要に応じて水を供給する事業で給水人口5,001人以上のもの	原則として 市町	厚生労働大臣の認可が必要。ただし、給水人口5万人以下の事業は都道府県知事の認可。（給水人口が5万人を超える、かつ特定水源水道事業を除く事業については、都道府県知事に委任。）
水道事業		一般の需要に応じて水を供給する事業で給水人口5,000人以下のもの		
水道用水供給事業		水道事業に対して水道用水を供給する事業	原則として地方公共団体（都道府県、一部事務組合）	厚生労働大臣の認可が必要（1日最大給水量が25,000m ³ 以下の事業は都道府県知事に委任）
専用水道		生活の用に供する水量が20m ³ /日を超える、又は101人以上の人々に居住に必要な水を供給する自家用管道等	設置者	厚生労働大臣又は都道府県知事の確認が必要（市の区域については市長）
簡易専用水道		受水槽以下の水道であり水道事業から供給される水のみを水源とし、その受水槽の有効容量が10m ³ を超える水道	設置者	

飲料水供給施設	50人以上100人以下を給水人口としての飲用に供する水を供給する施設
---------	------------------------------------

4. 調査対象期間

年間の実績値については、令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の実績とし、その他の項目については令和3年3月31日現在のものとした。

5. 調査方法

厚生労働省「令和2年度水道統計調査」作成要領に基づき県から各市町及び水道用水供給事業者である三重県企業庁に調査表作成を依頼し、その報告に基づき県で精査集計した。